

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により奈良市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十八年八月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン富雄南（北敷地）

所在地 奈良市石木町九五番地ほか二七筆

二 奈良市から聴取した意見の概要

1 都市計画課

当該地における駐車場計画は、駐車場法第二条の路外駐車場及び奈良県住みよい福祉のまちづくり条例第十三条の公共的施設に該当するため、これらの規定を遵守すること。

2 開発指導課

五〇〇平方メートル以上の土地で、建築物の建築の用に供する目的で行う区画形質の変更がある場合は、開発許可が必要になる可能性があるので、留意すること。

3 商工労政課

大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境を保持するため、各種関係法令（地方公共団体の条例を含む。）を遵守し、大規模小売店舗立地法第四条の規定による指針を最大限尊重すること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

平成二十八年八月五日から同年九月五日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで